

長崎県弁護士会所属
弁護士法人ふくざき
法律事務所
弁護士 福崎 龍馬

これだけは知っておきたい 「著作権」 に関する法的トラブル

自己紹介

- ・長崎県長崎市生まれ
- ・弁護士法人ふくざき法律事務所所属
- ・2016年に弁護士登録
- ・2023年に情報処理安全確保支援士登録

著作権って何？

まずは、基本の法律知識から・・・

著作権とは . . .

著作者人格権

公表権
氏名表示権
同一性保持権

著作権

複製権
公衆送信権
譲渡権
貸与権
翻訳権・翻案権
貸与権
その他多数の支分権

- 著作権は、著作物の利用形態ごとに権利が定められている
- 著作権とは「権利の束」
- 著作権者は、他人が勝手に自分の著作物をコピーした場合は、複製権を主張して損害賠償請求をする
- また、勝手にネットに公開されたら公衆送信権の侵害を主張する

複製権

- ・ **複製権** ・ ・ ・ 無断で著作物を複製されない権利
- ・ 複製とは ・ ・ ・ 複製印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること
- ・ Ex) コピー機を使って紙に複写
- ・ Ex) パソコン内のハードディスクへ音楽ファイルをダウンロード
- ・ Ex) 写真で撮影

公衆送信権・公衆送信可能化権 (ネット等へのアップロード全般の禁止)

- ・ **公衆送信権** ・ ・ ・ 無断で、著作物を公衆に送信されない権利。
⇒ ネットへ無断でアップロードを禁止する権利
- ・ Ex) 放送、有線放送
- ・ Ex) 公衆に対してEメールで送信
- ・ Ex) ネット上のホームページや、会社内のイントラネット等に掲載
 - ・ 他人の著作物を自社のホームページに無断で掲載
 - ・ 会社内のネットワーク（イントラネット）に新聞記事のコピーを無断で掲載
- ・ **判例** 漫画村事件 ・ ・ ・ 漫画を中心に違法コピーしたコンテンツを、インターネット上で閲覧可能にした行為が著作権侵害であるとされた事件。漫画村のサイト管理者には、著作権を侵害された出版社3社に対し、20億円近くの賠償命令が出された
- ・ Ex) クラウドサービスにアップロードして共有

流通利用に関する権利

- ・ **譲渡権** ・ ・ ・ 著作物をその原作品又は複製物の譲渡により、無断で公衆に提供されない権利
 - ・ ※映画の著作物は含まれない。また、一旦、適法に譲渡された後は、権利が及ばない
 - ・ Ex) 他人のイラスト（著作物）が描かれたポスターを勝手に作って売却 → 譲渡権の侵害
 - ・ Ex) お店で購入した漫画本をBOOK-OFFで中古本として売却 → 譲渡権が消尽するため、著作権侵害ならない
- ・ **貸与権** ・ ・ ・ 著作物をその複製物の貸与により、無断で公衆に提供されない権利
 - ・ ※映画の著作物は含まない
 - ・ Ex) CDをレンタルショップで貸し出す行為等 → 無断でしたら貸与権の侵害
 - ⇔ 友達でのCD・本の貸し借りなら、公衆に提供されていないので貸与権の侵害なし
- ・ **頒布権** ・ ・ ・ 映画の著作物をその複製物により、無断で頒布（譲渡、貸与）されない権利
 - ・ 映画フィルムを譲渡し、又は貸与する行為

著作物とは ・ ・ ・

- ・ 著作権法 2 条 1 項 1 号
- ・ ①思想又は感情を ②創作的に ③表現したものであつて、 ④文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
 - ・ ① 単なる事実やデータは著作物ではない
 - ・ ② 模倣品やありふれた表現は著作物ではない
 - ・ ③ 単なる思想・アイディアは、具体的な表現ではなく、著作物ではない。
画風、作風、曲調、スポーツのルール等は思想・アイディアに過ぎない
 - ・ ④ 工業製品（家電や家具、自動車など）のデザインは著作権の対象外

「②創作的に」表現したものとは (創作性の要件)

- ・ 著作物として保護される「創作性」の要件は、

著作者の何らかの個性が表現されておればよく、緩やかに解釈されている

※ 特許権で保護される技術は新規性・進歩性が厳しく要求されているのと対照的

以下の①②の場合などは創作性が否定される

①既存の著作物の模倣

- ・ どれだけ、高度な技量をもって著作物を模倣したとしても、著作権の保護の対象にはならない

②不可避免的表現・ありふれた表現

- ・ 表現の性質上、誰が創作しても同じ表現になる場合、表現の選択肢が少なく、誰がやっても同じような表現になる場合

Ex) 城の定義・・・「城とは人によって居住、軍事、政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防御的構築物をいう」

→ 他に表現の選択肢が少ないし、このような学問上の表現に著作権を認めていては、他者の表現活動を著しく制約する

文章の引用で創作性が争いになった裁判例

「ラストメッセージIN最終号事件」

東京地裁 平成7年

- ・ 出版社が、休刊または廃刊となった雑誌の最終号に掲載された挨拶文をまとめた書籍を発刊したのに対し、当該最終号の書籍出版社が著作権侵害を主張して提訴
- ・ 東京地裁は、著作者の個性が表現された挨拶文については著作物性を認め、ありふれた言い回しにとどまるものについては著作物性を否定する判断をした

【例①】

7-2
「VEGETA・ベジタ」休刊のお知らせ
小誌は、昭和六三年四月に野菜と健康の情報誌「VEGETA・ベジタ」として創刊し、その理念に多くの読者がたより深いご賛意と共感をたまわり、厚いご支援の中で現在に至りました。
しかしながら、このたび突然ではございますが、諸般の事情により本号(四月号)をもちまして休刊の止むなきに至りました。
創刊以来五年の永きにわたりご愛読いただきました読者の皆様、またお力添えをいただきました諸先生に、ここにあらためまして心より御礼申し上げますとともに、不意ながら休刊の運びとなりましたことを、深くお詫びいたします。
いずれ、再スタートの機をかくたく心に誓う所存でございますので、なにとぞ事情をご賢察のうえ、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

【例②】

1-1
あたたかいご声援ありがとうございます
昨今の日本経済の下でギアマガジンは、新しい編集コンセプトで再出版を余儀なくされました。皆様のアンケートでも新しいコンセプトの商品情報誌をというご意見をたくさんいただいたいております。ギアマガジンが再び店頭に並ぶことをご期待いただき、今号が最終号になります。
長い間のご愛読、ありがとうございました。
ギアマガジン 1993年4月号
学習研究社

判例

東京地裁平成7年12月18日判決

- ・ 裁判例は【例①】について、休刊の告知・読者に対する感謝・再発行予定の表明など、ありふれた言い回しにとどまっている、ということで著作権を否定
- ・ 【例②】については、執筆者の個性がそれなりに反映された表現として大なり小なり創作性を備えている、として著作物であることを認めた
 - 創作性の判断は難しい。他者の文章は著作物であることを前提に対応した方が無難
 - 新聞記事も事実を羅列していると同時に執筆者の個性が何かしら反映されているのが通常

【例①】

7-2
「VEGETA・ベジタ」休刊のお知らせ
小誌は、昭和六三年四月に野菜と健康の情報誌「VEGETA・ベジタ」として創刊し、その理念に多くの読者がたより深いご賛意と共感をたまわり、厚いご支援の中で現在に至りました。
しかしながら、このたび突然ではございますが、諸般の事情により本号(四月号)をもちまして休刊の止むなきに至りました。
創刊以来五年の永きにわたりご愛読いただきました読者の皆様、またお力添えをいただきました諸先生に、ここにあらためまして心より御礼申し上げますとともに、不本意ながら休刊の運びとなりましたことを、深くお詫びいたします。
いずれ、再スタートの機をかく心に誓う所存でございますので、なにとぞ事情をご賢察のうえ、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

【例②】

1-1
あたたかいご声援ありがとうございます
昨今の日本経済の下でギアマガジンは、新しい編集コンセプトで再出版を余儀なくされました。皆様のアンケートでも新しいコンセプトの商品情報誌をというご意見をたくさんいただいております。ギアマガジンが再び店頭に並ぶことをご期待いただき、今号が最終号になります。
長い間のご愛読、ありがとうございます。
ギアマガジン 1993年4月号
学習研究社

著作権と他の知的財産権との比較

- **特許権**：登録が必要　＋　出願の日から原則 20 年保護される
 - 「発明」という技術的なアイデアを保護する。
 - 「発明」・・・自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの
- **意匠権**：登録が必要　＋　出願から 25 年保護される
 - 工業製品（家電や家具、自動車など）のデザインなどを保護対象とする。
- **著作権**：登録不要　＋　著作者の死後 70 年保護される
 - 創作した瞬間、**登録など手続き無し**で権利が発生する（無方式主義）

著作者の承諾なしで
著作物が利用できる場合

著作権者の権利の制限 (公正な利用促進のための権利制限規定)

【原則】

- ・ 著作権は「他者に無断で〇〇されない権利」である
- ・ 原則として、他人の著作物等を利用したいときは、著作権者の了解を得る必要がある

【例外】

- ・ しかし、常に著作権者の許可が必要となると、テレビ番組を家で録画したり、写真撮影の際にTシャツのキャラクターが映りこんだり等々、全てに著作権者の許可が必要になり日常生活が不便・・・
- ・ そこで、著作権法では、一定の場合には著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる規定が置かれている
- ・ この例外規定は、著作権者の権利（著作権）を制限することで公正な利用を確保するという趣旨から権利制限規定と呼ばれる

私的使用のための複製 (権利制限)

- ・ 個人的または家庭内など限られた範囲内で使用することを目的とするときは、著作権者の許諾なく複製することができる
- ・ Ex) 「自分で読むために借りてきた本をコピーする」
「レンタルCDをコピーする」
「家族でテレビ番組を後で見るために録画する」 など

【要件】

- ・ ① 個人的に又は家庭内など、限られた範囲での使用を目的とすること
⇒企業内での利用目的は人数にかかわらずNG
- ・ ② 使用する本人が複製すること
⇒業者が行うことはNG (自炊代行業者等)

引用による利用 (権利制限)

- ・ 公表された著作物は、公正な慣行に合致する方法により、報道、批評、研究、その他(=報道、批評、研究に限られない)引用の目的上正当な範囲内で行う場合には、著作権者の許可なく引用して利用することができる
- ・ Ex) 報道の材料として他人の著作物の一部を引用する
- ・ Ex) 自身の論文や文章の補強、他人の考え方に対する評価・批判のために他人の著作物の一部を引用する
- ・ 【要件】
- ・ ① 公表された著作物であること ⇒未公表の著作物はNG
- ・ ② 公正な慣行に合致すること
 ⇒引用の「必然性」があること、引用する部分が「明確に区別」されること
- ・ ③ 引用の目的上「正当な範囲内」であること
 ⇒自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な「主従関係」があること
 ⇒引用する分量が必要最小限度の範囲内であること
- ・ ④ 「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）

行政の広報資料、報告書等の転載 (権利制限)

国や地方公共団体が作成したものは、比較的、自由に利用できる

- ・ 国・地方公共団体・独立行政法人が作成した周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる

→国の許諾不要

- ・ ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は×
- ・ 周知目的資料・・・広報資料、調査統計資料、報告書、白書等

【そもそも著作物に該当しないもの（＝当然、作成者の許諾も不要）】

- ・ 憲法・その他の法令、告示・訓令・通達
- ・ 判決

付随対象著作物の利用 (権利制限)

- ・ 写真や動画に他人の著作物が映りこんでしまった場合、以下の要件を満たせば**著作者の承諾なく**利用することができる（映り込みなど）
 - ・ ① 撮影等の対象となる事物等から分離することが困難
 - ・ ② 軽微な構成部分になる著作物（付随対象著作物）
 - ・ ③ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く
- ・ Ex) 路上の建築物や、看板に印刷されたロゴ・キャラクター・芸能人の写真などが写真や映像に映り込んだ
- ・ Ex) 動画撮影をしていたら、街中で流れている音楽が録音されてしまった

検討の過程における利用 (権利制限)

- ・ 著作権者の許諾を得て著作物を利用しようとする者（＝クリエイターへの依頼を検討している企業）は、その利用を検討する過程において利用する場合は、必要と認められる限度で、**当該著作物を許可なく利用**することができる
- ・ Ex) 企業がデザインや商品開発を外部のクリエイターに依頼しようとする場合に、企画書等に、当該クリエイターの著作物を許可なく掲載するなど
- ・ なぜ許可が不要？・・・著作物の利用の検討目的での利用なので、最終的には著作者の依頼・利益につながる
- ・ 著作物の利用の検討に必要な範囲を越えることはできない
→キャラクターの試作品を、無関係の部署の職員に大量に配布するなど

ここからが本番...

身近に起きやすい著作権侵害

身近に起きやすい著作権侵害

以下のような、実際に裁判になった事例を見ていきます

- ① ネット上で拾った写真、映像、カット、イラストの無断使用
- ② 新聞記事の複製（PDF等）の無断での社内共有
- ③ ソフトウェアの無断でのインストール

アマナイメージズ事件（平成27年）

【事案の概要】

原告Aは、本件写真について撮影した著作権者であり、
原告B社（㈱アマナイメージズ）は、エンタテインメント映像事業等を行う株式会社。

原告B社は、その運営するウェブサイトにおいて、写真、イラスト、映像素材など2500万点以上のコンテンツを揃えて、利用者がこれらのコンテンツを購入、ダウンロードできるサービスを提供していた。
原告B社は、原告A社（著作権者）から、上記写真・イラスト・映像素材等の独占的利用権の許諾を受け、又は、著作権を譲り受けるなどして、上記のサービスを提供していたものであり、原告Aからも、本件写真の著作権について、それぞれ独占的利用権の許諾を受けていた。

被告（弁護士法人）が、平成25年7月5日から平成26年1月15日までの期間、被告が運営する弁護士法人のウェブサイトに、原告B社で商品となっていた写真6枚を掲載した。

これに対し、原告A、B社が、本件写真の著作権者、独占的利用権者と主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をした。

⇒ 法律の専門集団が訴えられた訴訟

判例

アマナイメーجز事件

～東京地裁平成27年4月15日判決～

【判 決】

本件各写真の被告ウェブサイトへの継続的な掲載行為によって、原告Aが有する本件写真の著作権（複製権、公衆送信権）が侵害されたこと・・・が認められる。・・・本件掲載行為により、原告B社の上記利益（本件写真の著作権の独占的利用権）が侵害されたことが認められる。

「本件各写真は、いずれも原告ウェブサイトにおいて提供されるコンテンツであり、本件掲載行為の態様及び期間（6か月を超える期間である。）に対応する正規の使用料金・・・は、1作品につき4万2000円（税込）であることが認められるから、その著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額（著作権法114条3項）は、これを下回るものではないと認めるのが相当である。」として、

「被告が無断掲載したイラストの枚数×4万2000円」の損害賠償請求（合計30万円弱程度）を認めた。

賠償金額ってどう算出？

賠償金額の算定基準（＝損害の推定規定）

- 著作権侵害による損害については、損害額（売上の減少など）を立証するのは困難
- そこで、損害額の立証の困難性を救済するために、損害額の推定規定が著作権法に設けられている（著作権法第114条）

①損害額 ＝ 権利者の単位当たりの利益額 × 侵害者の譲渡等数量

②損害額 ＝ 侵害者が得た利益

③損害額 ＝ ライセンス料（使用料）相当額

- 著作権侵害を主張する人は、上記①～③の推定規定から、その事案で一番有利に使えるような規定を使って損害賠償請求を行う

著作権フリーなら大丈夫？

フリーサイト・フリーイラストの使用にも細心の注意を！！



【企業が広報でイラストを使用する場合の注意点】

- ① ネット上には、クリエイターが、自身の作成したイラスト等を、無料で公開し、利用を許諾しているフリーサイト（フリーイラスト）がある
 - フリーサイトには、通常、利用規約が定められており、利用規約で定められた範囲でしか、使用は許されない
 - 例えば、著名な「**いらすとや**」というフリーサイトの利用規約では原則、「**商用・非商用を問わず無料**」で利用できる。ただし、「**素材を21点以上使った商用デザイン（重複はまとめて1点）**」は有償とされている。
 - したがって、フリーイラストだからと思って、**大量のイラスト**を使っていたら、利用規約に違反していたため、著作権侵害で訴えられた、ということもあり得る
 - フリーサイトの利用規約は複雑で分かりにくいものが多い・・・フリーサイトのイラスト利用に際しては、利用規約をよく読み、利用規約の範囲で利用する。また、当該利用規約を印刷して保存しておくこと（後日改定されたときのために）

有料でのイラストを購入 外部のクリエイターに発注も検討

【企業が広報でイラストを使用する場合の注意点】

② 有料でイラストを販売しているサイトもある。また、外部のクリエイターに発注する方法も検討

- そんなに高くない金額でイラストを販売しているサイトもある
- 頻繁にイラストを利用して情報発信をする法人等では、有料でイラストを購入した方が安全
- 外部のクリエイターへの発注も検討する

いくつかの裁判事例

事例

新聞・雑誌記事 1 万 3 0 0 0 本を社内共有 コンサル会社社長らが書類送検された事例

- ・「警視庁は 3 0 日、コンサルティング会社（東京都千代田区）の社長（6 0）と社員（4 3）の男 2 人と法人としての同社を著作権法違反容疑で東京地検に書類送検した。2 0 2 3 年 1 月以降、新聞社や出版社など約 1 0 0 社の計約 1 万 3 0 0 0 本の記事を共有したとして、同庁は起訴を求める「厳重処分」の意見を付けた。」

・（2025 年 5 月 30 日読売新聞オンラインの記事等）

- 業務の役に立ちそうなインターネット上の新聞・雑誌記事などをコピーして、メールで社員に送信したり、社内システムで共有したとのこと
- ネット上の新聞記事については有料・無料を問わず、
著作物性が認められる限り、著作権侵害が成立する

有用な新聞記事を社内共有したい時に 著作権侵害を回避するには・・・

①新聞記事のURLリンクをメールに貼るだけにする

※ネット上の新聞記事をコピーして社内でメール = 複製

※ネット上の新聞記事を社内サーバーにアップロード = 公衆送信

URLリンクをメールなど貼る行為は、単に、リンク先のウェブページの行き先を示すだけであり、著作物の複製も、公衆送信も発生しない

＝著作権侵害にならない

URLのリンク先のホームページの所有者の同意も得る必要も原則なし

②新聞記事に関連する自身の意見や論評を記載して、その根拠や論評の対象として新聞記事の一部だけを「引用」する

つくばエクスプレスVS東京新聞事件

【事案の概要】

- ・つくばエクスプレスを運営する会社は、鉄道が開業して以降、東京新聞に掲載されたつくばエクスプレスや沿線地域についての記事などをスキャンして画像データ化し、会社内のネットワーク（社内イントラネット）に掲載していた
- ・画像データは全従業員である約530～730人が閲覧できる状態となっていた

判例

つくばエクスプレスVS東京新聞事件 ～知財高裁令和5年6月8日判決～

【判決】

- ・ 著作物といえるための創作性の程度・・・高度な芸術性や独創性まで要するものではなく、作成者の何らかの個性が発揮されていれば足り、報道を目的とする新聞記事であるからといって、そのような意味での創作性を有し得ないということにはならないなどとして、その著作物性を肯定した
- ・ 2012年度から2019年度の間に掲載された232本分記事について無断使用が認定された
- ・ 本件イントラネットに掲載された新聞記事について、1審原告が著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額（著作権法114条3項＝損害額の推定規定③）は、それぞれの記事の掲載の時期及び期間にかかわらず、掲載された記事1本当たり5000円とするのが相当である
- ・ 計約133万円（5000円×232本＋遅延損害金など）の損害賠償が命じられた

東京リーガルマインド（LEC）事件

【無許可で編集ソフトを使っていた事案】

～東京地裁平成13年5月～

【事案の概要】

- ・ 司法試験予備校で有名なLEC（株式会社東京リーガルマインド）が、ソフトウェアメーカーであるアドビ（Adobe）、マイクロソフト、アップル3社から正規ライセンスを購入せずに、各社のソフトウェアを許諾を得ずにインストールして複製していた
- ・ コピーされたソフトは「Adobe PageMaker」「Photoshop」、「Microsoft Excel」、「Mac OS」など11製品が挙げられている
- ・ 平成11年5月にLECの高田馬場西校において東京地方裁判所の証拠保全手続きが行なわれた。ここでは219台あるパソコンのうち136台が検証され、多数のソフトウェアの無許諾でのインストール（複製）が認められた

判例 東京リーガルマインド（LEC）事件

～東京地裁平成13年5月16日判決～

【判決】

- ・ 西校校舎に存在したコンピュータ136台に係る侵害行為によって得た被告の利益額は、無許諾複製したプログラムの数に正規品1個当たりの小売価格（価格は弁論の全趣旨により認める。）を乗じた額であると解するのが相当である。

→ 【被告の利益額 = プログラムの小売価格 × 無許諾複製の数】

- ・ そうすると、原告アドビ分は5088万6900円となり、原告マイクロソフト分は1237万円となり、原告アップル分は1376万1,600円となる。

- ・ そして、原告らの受けた損害額は、被告の得た前記利益額と同額であると推定されるべきである。また、原告らの受けた損害額を許諾料相当額により算定すべきであるとした場合も、許諾料相当額はこれと同額であると解するのが相当である。

→ 【原告らの受けた損害 = 被告の利益額】

著作権侵害に対する刑事罰

- ・ 著作権を侵害した者（個人）
 - ・ 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
- ・ 法人（両罰規定＝従業員が著作権侵害をした場合）
 - ・ 従業員等がその業務に関して侵害行為を行った場合、その実行行為の処罰に加えて、業務主体たる法人にも罰金刑が課される
 - ・ 3億円以下の罰金

パブリシティ権とは

判例

ピンク・レディー事件・パブリシティ権 ～最高裁平成24年2月2日判決～

【事案の概要】

- ・ 雑誌（女性自身）の記事で「ピンク・レディーdeダイエット」と題する特集がされた
- ・ 「ペッパー警部」などの楽曲の振り付けをまねるダイエット法を紹介し、その際に、ピンク・レディーを被写体とする14枚の写真（本件写真）が無断で掲載された
- ・ パブリシティ権を侵害する不法行為になるとして、ピンク・レディーの二人が掲載雑誌を発行した出版社に対して、計約370万円の損害賠償を求めた事案
- ・ 結論として、パブリシティ権の侵害は否定された

判例

ピンク・レディー事件・パブリシティ権 ～最高裁平成24年2月2日判決～

【前提】

- ・ 著作権とは違い、肖像権・パブリシティ権は法律で明記されていない。判例が作り出した権利

【判決】

- ・ **肖像権**・・・人の氏名，肖像等は，個人の人格の象徴であるから，当該個人は，人格権に由来するものとして，これをみだりに利用されない権利を有する
→有名人でなくても誰にでもある
- ・ **パブリシティ権**・・・肖像等は，商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります，このような顧客吸引力を排他的に利用する権利は，肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから，上記の人格権に由来する権利の一内容を構成する
→商品の販売等の促進する顧客誘引力がある場合　＝有名人

判例

ピンク・レディー事件・パブリシティ権 ～最高裁平成24年2月2日判決～

【判決】

- ・ 他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もある
- ・ 肖像等を無断で使用する行為は、以下の①②③の場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる
 - ① 肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合
 - ② 商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す場合
 - ③ 肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合

判例

ピンク・レディー事件・パブリシティ権 ～最高裁平成24年2月2日判決～

【判決】

- ・ 前記事実関係によれば、本件記事の内容は、ピンク・レディーそのものを紹介するものではなく、前年秋頃に流行していたピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法につき、その効果を見出しに掲げ、イラストと文字によって、これを解説するとともに、子供の頃にピンク・レディーの曲の振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するというものである。そして、本件記事に使用された本件各写真は、約200頁の本件雑誌全体の3頁の中で使用されたにすぎない上、いずれも白黒写真であって、その大きさも、・・・（小さい）程度のものであったというのである。
- ・ これらの事情に照らせば、本件各写真は、上記振り付けを利用したダイエット法を解説し、これに付随して子供の頃に上記振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するに当たって、読者の記憶を喚起するなど、本件記事の内容を補足する目的で使用されたものというべきである。
- ・ したがって、被上告人が本件各写真を上告人らに無断で本件雑誌に掲載する行為は、専ら上告人らの肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず、不法行為法上違法であるということとはできない。

ご清聴ありがとうございました